



諮問第 123 号

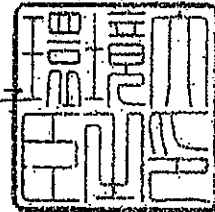
環水企発第040827001号

平成16年8月27日

中央環境審議会会長

森 脇 昭 夫 殿

環境大臣
小池百合子



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）別表2（生活環境の保全に関する環境基準）の1の（1）イ及び（2）ウ並びに同表の2のウに係る類型を当てはめる水域の指定について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、平成15年11月5日付けで、水生生物保全の観点からの環境基準を新たに追加設定したところである。

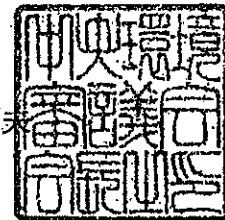
生活環境の保全に関する環境基準については、公共用水域の利用目的又は水生生物の生息状況の適応性に応じて水域類型が設けられており、水域類型の各公共用水域への当てはめは、政令で定める水域については政府が行うこととされている。

このため、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第201号
平成16年8月27日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡 浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森脇 昭夫



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（付議）

平成16年8月27日付け環水企発第040827001号をもって、環境大臣より当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
水環境部会に付議する。